

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹羽広域事務組合が発注する建設工事の請負契約の一部について、工事の品質を確保しつつ、より一層の透明性、競争性を高めるため、制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施について、丹羽広域事務組合契約規則(昭和61年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる工事は、次に定める建設工事とする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の建設工事で管理者が必要と認めたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、一般競争入札に付することが適当と認められる建設工事  
(一般競争入札の公告)

第3条 管理者は、規則第7条及び第8条の規定に基づき、一般競争入札の公告をしなければならない。  
(一般競争入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に該当しない者であること。
  - (3) 規則第5条において資格を有するとして審査を受けている者であること。
  - (4) 次条に規定する申請書提出期限の日から入札時までの間において、指名停止中でないこと。
- 2 一般競争入札参加資格は、対象工事ごとに次に掲げる事項について定めることができる。
- (1) 当該工事の種類及び等級別格付(経営事項審査に基づく総合評定値)
  - (2) 当該工事と同種又は類似工種の工事の施工実績
  - (3) 当該工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等の資格及び技術者等としての経歴、同種工事の経験等
  - (4) 事業所の所在地
  - (5) その他管理者が必要と認める事項
- 3 一般競争入札参加資格に関する事項は、丹羽広域事務組合指名審査会の審議を経て、管理者が決定するものとする。

(一般競争入札参加の申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、一般競争入札参加申出書(様式第1号)を公告に記載の期限までに提出しなければならない。

2 前項の申出は、任意に撤回することができるものとする。この場合において、入札参加者は、入札辞退届(様式第2号)を提出しなければならない。

(入札)

第6条 入札参加者は、入札書を公告で指定された方法により提出するものとする。

(開札)

第7条 開札は公告で指定した日時、場所において行うものとする。

2 当該入札において、予定価格の制限の範囲(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲)で最低の価格の者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位で入札した者を次順位とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

3 開札の結果、前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位を決定するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請書の提出)

第8条 管理者は、開札後、第10条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から順に一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「資格確認申請書」という。)の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、資格確認申請書に併せて、同種又は類似工事の施工実績調書(様式第4号)及び配置予定技術者等に関する調書(様式第5号)を提出しなければならない。

3 落札候補者は、前項の資料の提出を求められた翌日から2日以内に前項の資料を提出するものとする。ただし、丹羽広域事務組合の休日を定める条例(平成2年条例第7号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)の日数は算入しない。

4 前項に規定する提出期限までに資料を提出しないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(一般競争入札参加資格の審査)

第9条 管理者は、落札候補者から前条第1項に規定する資料が提出されたときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしているかの審査を速やかに行うものとする。

2 管理者は、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札は無効にする。この場合において、次順位の者を落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を

決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで、落札候補者から順に資料の提出を求め、前項の入札参加資格の審査を行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

(落札者の決定等)

第10条 管理者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに通知するものとする。

2 管理者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、一般競争入札参加不適合通知書(様式第6号)によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して3日(休日の日数は算入しない。)以内に、その理由について書面により管理者に説明を求めることができるものとする。

4 管理者は前項の説明を求められたときは、原則として5日(休日の日数は算入しない。)以内に書面により回答するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 一般競争入札の執行結果は、総務課において閲覧に供する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

## 一般競争入札参加申出書

年 月 日

丹羽広域事務組合

管理者 様

住所

氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので、申し出ます。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

様式第2号(第5条関係)

## 入札辞退届

年 月 日

丹羽広域事務組合

管理者 様

住所

氏名

下記工事の一般競争入札に参加を申し出ましたが、辞退します。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 辞退理由

様式第3号(第8条関係)

## 一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

丹羽広域事務組合

管理者 様

住所

氏名

下記工事の落札候補者となりましたので、入札参加資格の確認をお願いします。  
なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 許可番号 大臣・知事(特・般一)第 号

5 添付書類

- ・ 同種又は類似工事の施工実績調書(様式第4号)
- ・ 配置予定技術者等に関する調書(様式第5号)
- ・ 建設業許可の写し
- ・ 経営規模等評価通知書、総合評定値通知書の写し
- ・ 他、公告で指定された書類

様式第4号(第8条関係)

## 同種又は類似工事の施工実績調書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工 事 名 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> J V (出費比率      %)
工 事 概 要	工 事 内 容 (規模・構造・形式等)	
	工事概算数量 (主要資材・機材等)	
	特 記 事 項 (施工条件等)	

※ 公告において明示した当該工事と同種又は類似工事について、具体的事項を記入する。

※ 上記工事に従事したことを説明できるもの(CORINSの工事カルテ等)を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

## 配置予定技術者等に関する調書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_

氏	名	
最	終	学 歴
資	格	・ 免 許 等
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 概 要	

※ 添付書類

- 1 配置予定技術者の恒常的な雇用が確認できる書類の写し
- 2 資格者証等の写し
- 3 上記工事に従事したことを説明できるもの（CORINSの工事カルテ等）

様式第6号(第10条関係)

## 一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

丹羽広域事務組合

管理者

年 月 日付けで申請のありました入札参加資格を確認した結果、  
下記の理由のとおり入札参加資格に不適合であると認めましたので通知します。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 理由

※ 理由について説明を求める場合は、年 月 日までに丹羽広域事務組合総務課へ、その旨を記載した書面を提出してください。